

令和 7 年度 桐生市清掃センターの維持管理に関する情報

桐生市清掃センターでは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項に基づき、一般廃棄物の焼却施設及び最終処分場の維持管理に関する情報を公開しています。

1. 焼却施設

① 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
種類			可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ	可燃ごみ								
焼却量	1号炉	t(トン)	休止中	休止中	休止中	913.05	2,676.34	2,479.88	2,544.59	1,916.32					10,530.18
	2号炉	t(トン)	2,967.23	3,160.65	3,115.50	3,249.75	2,934.66	2,750.34	1,995.33	休止中					20,173.46
	3号炉	t(トン)	2,770.78	2,928.07	2,878.29	2,327.59	休止中	休止中	1,000.88	2,839.72					14,745.33
合計焼却量		t(トン)	5,738.01	6,088.72	5,993.79	6,490.39	5,611.00	5,230.22	5,540.80	4,756.04					45,448.97

② 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん機に流入する燃焼ガス温度、煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度

※ 各測定は、毎日連続測定を行っています。下記の値は、日平均値を月平均したものです。

		単位	基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃焼室中燃焼ガス温度	1号炉	°C	800°C 以上	休止中	休止中	休止中	861	859	859	855	853				
	2号炉	°C		899	871	892	883	869	865	858	休止中				
	3号炉	°C		879	863	857	856	休止中	休止中	849	867				
流入燃焼ガス温度	1号炉	°C	200°C 以下	休止中	休止中	休止中	113	172	172	172	172				
	2号炉	°C		172	172	172	172	172	172	172	休止中				
	3号炉	°C		172	172	172	172	休止中	休止中	172	172				
一酸化炭素濃度	1号炉	ppm	100ppm 以下	休止中	休止中	休止中	8.9	2.2	1.9	2.1	2.8				
	2号炉	ppm		3.7	2.8	2.1	2.0	3.0	2.5	2.0	休止中				
	3号炉	ppm		2.2	2.2	1.4	1.8	休止中	休止中	1.9	1.8				

単位:ppm(パーツ・パー・ミリオン)は、100万分の1を表し、主に濃度を表すために用いられる。 1ppm=0.0001%

③ 冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去した年月日

	1号炉	2号炉	3号炉
冷却設備	R7.5.30	R7.11.18	R7.8.28
排ガス設備	R7.6.16	R7.11.19	R7.8.28

④ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度

	単位	施設管理値	基準値	1号炉	2号炉	3号炉
採取した年月日				R7.9.3	R7.6.4	R7.5.7
結果の得られた年月日				R7.10.21	R7.7.11	R7.6.17
ダイオキシン類測定結果	ng-TEQ/m ³ N	0.5以下	1以下	0.0022	0.0015	0.0016

単位: ng(ナノグラム)は、10億分の1グラム

TEQは、ダイオキシン類の量を、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化シベンゾパラジオキサン類の毒性等量に換算した量として表した符号
m³N(立方メートルノルマル)は、気温0°C、気圧が1気圧の状態で換算した気体の体積

⑤ ばい煙濃度の測定

	単位	施設管理値	基準値	1号炉			2号炉				3号炉				
				1回	2回	3回	1回	2回	3回	4回	1回	2回	3回	4回	5回
採取した年月日				R7.7.30	R7.9.3	R7.11.5	R7.4.9	R7.6.4	R7.8.5	R7.10.1	R7.5.7				
結果の得られた年月日				R7.8.21	R7.9.11	R7.11.12	R7.4.17	R7.6.12	R7.8.21	R7.10.15	R7.5.12				
ばいじん濃度	g/m ³ N	0.02以下	0.08以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002				
全硫黄酸化物	K値	3以下	17.5以下	0.027	0.0090	0.014	0.093	0.085	0.052	0.0031	0.0038				
塩化水素濃度	mg/m ³ N	70以下	700以下	2.2	2.4	<2.0	33.0	9.4	11.0	18	<2.1				
窒素酸化物濃度	ppm	125以下	250以下	58	47	52	66	57	54	60	84				

単位: 硫黄酸化物のK値は、硫黄酸化物の量、煙突の高さ、排ガス量等より算出

2. 最終処分場

(1)桐生市清掃センター最終処分場

① 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

項目		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
埋め立てた廃棄物	一般廃棄物	焼却灰	t(トン)	572.39	541.91	493.68	496.11	451.45	448.86	402.96	151.85				3,559.21
		飛灰	t(トン)	153.03	131.93	152.98	142.88	152.64	104.50	122.08	21.14				981.18
		不燃残渣	t(トン)	54.46	60.64	61.50	13.23	0.00	16.26	9.71	16.09				231.89
		浸出水汚泥	t(トン)	0.60	12.79	1.05	6.70	0.51	7.91	0.84	6.42				36.82
		ガレキ	t(トン)	11.73	13.23	23.26	13.09	19.64	24.19	9.34	7.04				121.52
合計		t(トン)	792.21	760.50	732.47	672.01	624.24	601.72	544.93	202.54					4,930.62

② 最終処分場の擁壁等の定期点検

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
点検を行った年月日	R7.4.9	R7.5.7	R7.6.4	R7.7.30	R7.8.6	R7.9.3
点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
擁壁等が損壊する恐れが認められたときの措置	年月日					
	内容					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検を行った年月日	R7.10.1	R7.11.5				
点検の結果	異常なし	異常なし				
擁壁等が損壊する恐れが認められたときの措置	年月日					
	内容					

③ 最終処分場の遮水工定期点検

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
点検を行った年月日	R7.4.9	R7.5.7	R7.6.4	R7.7.30	R7.8.6	R7.9.3
点検の結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
遮水工の遮水効果の低下が認められたときの措置	年月日					
遮水工の遮水効果の低下が認められたときの措置	内容					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検を行った年月日	R7.10.1	R7.11.5				
点検の結果	異常なし	異常なし				
遮水工の遮水効果の低下が認められたときの措置	年月日					
遮水工の遮水効果の低下が認められたときの措置	内容					

④ 最終処分場の調整池定期点検

点検を行った年月日	
点検の結果	
調整池が損壊する恐れが認められたときの措置	年月日
調整池が損壊する恐れが認められたときの措置	内容

⑤ 浸出水処理施設の機能状態定期点検

点検を行った年月日	
点検の結果	
浸出水施設の機能に異常が認められたときの措置	年月日
浸出水施設の機能に異常が認められたときの措置	内容

⑥ 最終処分場の導水管等の防凍

点検を行った年月日	
点検の結果	
有効な防凍の措置の状況に異常が認められたときの措置	年月日
有効な防凍の措置の状況に異常が認められたときの措置	内容

⑨ ※最終処分場の残余埋立容量(年1回)

測定を行った年月日	R7.3.31
残余容量(m ³)	103,706

(2)各最終処分場の水質検査結果

① 放流水の水質検査結果

採取した場所	桐生市清掃センター最終処分場	新川最終処分場
採取した年月日	別紙1のとおり	別紙2のとおり
結果の得られた年月日	別紙1のとおり	別紙2のとおり
水質検査結果	別紙1のとおり	別紙2のとおり
年月日		
検査の結果、水質異常があったときの措置	内容	

② 周縁地下水の水質検査結果

採取した場所	桐生市清掃センター最終処分場No.1	桐生市清掃センター最終処分場No.2	新川最終処分場
採取した年月日	別紙3のとおり	別紙4のとおり	別紙5のとおり
結果の得られた年月日	別紙3のとおり	別紙4のとおり	別紙5のとおり
水質検査結果	別紙3のとおり	別紙4のとおり	別紙5のとおり
年月日			
検査の結果、水質異常があったときの措置	内容		